

中小企業信用保険法第2条第5項第3号（突発的災害（事故等））

小山市

1. 認定基準

指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者

なお、指定地域については、中小企業庁ホームページの3号指定案件をご参照ください

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合） ●認定申請書 ●認定申請書に記載した売上額や売上見込みを証明する資料の写し (例：月次損益計算書、売上台帳など) ※申請者が複数の事業を兼業している場合、申請者全体の売上高と主たる事業のみの売上高の両方がわかる資料の写し ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・認定申請書の「私は」の後の空白には主たる事業が属する業種名を、「営んでいるが、」の後の空白には、災害その他突発的に生じた事由を入れてください
- ・申請者が兼業者である場合、主たる事業が属する業種の減少率等と申請者全体の減少率等の両方を2段書きで記入します

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
(法人の場合) 住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
(個人の場合) 住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係 (Tel 0285-22-9275)